

令和元年6月13日

西宮市長
石井 登志郎 様

西宮家族会 会長 大倉 正也

特定非営利活動法人くぬぎ 理事長 大倉 正也
相談支援センター くぬぎ一同
多機能型事業所 きらら一同
地域活動支援センター ひまわりファクトリー一同
グループホーム くぬぎホーム甲子園一同
グループホーム くぬぎホーム鳴尾一同

特定非営利活動法人ハートフル 理事長 橘高 通泰
相談支援事業所 輪っふる一同
多機能型事業所 ハートフルクラブ一同
就労移行支援事業所 手づくり工房ふるふる一同
就労継続支援B型事業所 クリーンハウスくりくり一同
地域活動支援センター うらら一同
グループホーム ハートフル上ヶ原一同
さぼーとくらぶ 紡一同
訪問看護ステーション 聲一同

特定非営利活動法人N i C C L西宮暮らしやすい地域をめざす会 理事長 丸田 芳裕
地域活動支援センター スパークスー一同
グループホーム 和み一同

一般社団法人セレクト 代表理事 丸田 芳裕
地域活動支援センター プロシード一同
就労継続支援B型事業所 おむすび屋えんむすび一同

要 望 書

平素より、西宮市の精神保健福祉におきまして多大なご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、特に就労支援に注力下さる中で、就労に向けた実習先の充実や、市役所臨時職員の精神障害者雇用の実現などは、精力的な協働姿勢によって生み出された1つの成果と感じております。こうした取り組みを継続的な形で積み重ねていけるよう今後とも是非ご協力をよろしくお願い致します。

さて、今年5月より新元号「令和」が始まりました。時代と共に日々刻々と当事者や支援者・事業所をとりまく状況も変化し続けております。そのような時代の中、精神保健福祉の各方面において、情報共有に努め、課題解決の為に官民一体となって協働する姿勢が、西宮市の精神保健福祉の更なる発展にとってますます重要であると考えております。

今後とも協働して課題解決に取り組むべく、この度は、下記の通り要望いたします。

ご検討の上、6月末までに書面にて上記家族会及び4法人宛てにご回答頂きますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 水道料金助成について

2017年より過去2回にわたり、減免対象者を精神障害者保健福祉手帳1級のみから2級以上へ拡大するよう求めましたが、西宮市からは「身体・知的・精神障害者を対象とした施策の公平性を考慮しなければならないが、財政上の課題、近隣他市の実施状況などから現時点での実施は困難である」との趣旨の回答が繰り返されました。私たちは今年、改めて同減免対象者を1級のみから、2級以上へと拡大されるよう要望いたします。

市の言われる「施策は公平にしたい。しかし・・・」は現施策が不平等と認めつつも、財政上の課題があるので実施しないという主張です。ここで改めて障害間の差がどのようなかをみますと、西宮市障害福祉推進計画(平成30年3月)によれば、身体1～3級は10,064人、知的A～B1は2,219人と多く、精神1級はわずかに359名です。現在、精神の受けている水道料金の助成割合は2.8%に過ぎません。97.2%は身体、知的に対する助成という状況です*。

経済的な助成は経済的困窮に対して講じられるべきものであるにもかかわらず、現状は最も困窮しているものに助成が最も少ないという矛盾があります。

従来説明してきましたように、精神障害者の雇用数は身体・知的に比べて格段に少なく経済的困窮は歴然としております。これは中度とされる精神2級のみならず軽度とされる精神3級においても同様です。それらの精神障害者の生活は家族が担っています。この世帯に少しでも助成するべきではないでしょうか。

医療モデルによる単なる見かけ上の平準化は公平ではないと市はすでに認めておられるようです。それならば実態を踏まえた真の公平の実現こそが施策の要であると考えますがいかがでしょうか。この点についての市の明確な判断を聴きたいと思えます。

昨年度の懇談会では身体、知的及び精神1級までの水道料金助成額は約1億5千万円。これに対して想定される精神2級への助成額は約3千3百万円ということでした。2級だけでなく3級まで拡大実施の充分可能な金額ではないかと考えます。精神2、3級に対して同1級と同様の助成を強く要望いたします。

* $10,064 + 2,219 + 359 = 12642$ $359 \div 12642 \times 100 = 2.8\%$ $100 - 2.8 = 97.2\%$

2. 西宮市地域保健センターの精神保健体制について

西宮市は中核市として、保健所と市の地域保健センター機能があります。平成22年度まで、保健所健康増進課の数名の職員が西宮市全域の精神疾患のある方の個別訪問活動を実施していました。その後、平成22年度より地域保健センターにその役割が移行し、地区保健師が担当地区の精神障害者への個別訪問を実施してこられました。障害福祉の相談支援体制、障害福祉サービス等の充実とともに、地域支援を保健センターと連携し実施してきたことは、精神障害者のみならず、各支援機関にとっても、大きな支えになってきたことだとわれわれは感じております。

しかし、2019年度より中央保健センターで1名、北口保健センター2名の専従の精神疾患担当の保健師を配置し、数万人の市民を1人で担当する形となります。これは、これから西宮市が目指そうとする精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に逆行しています。

西宮市としては、なぜ現在の体制にされたのか、又、地域包括ケアシステムの構築にむけた今後の保健センターの支援体制の展望も含めて説明を要望致します。

3. 地域活動支援センター補助金算定基準の見直しについて

昨年要望書を提出してから、兵庫県の最低賃金は844円から871円に27円増額されました。西宮市の地域活動支援センター運営事業が始まった平成19年4月の最低賃金683円からは既に27%以上も増額しています。また、各法人の運営する地域活動支援センターの賃貸料は、算定基準の施設維持費をい

ずれも大きく上回っています。

他事業を見回すと、障害福祉サービス報酬についても、「福祉・介護職員処遇改善加算」をはじめ、既存単価の修正や加算の新設等がなされ、施設運営に配慮がされてきました。

しかしながら、地域活動支援センター事業の運営補助金算定基準は一度も変更されておらず、家賃と人件費が変わらず財政状況を圧迫しております。

地域活動支援センター運営事業は、その裁量の多くが市に委ねられており、実情や変化に合わせた柔軟な対応が出来るものとされています。上記の現状を鑑み、地域活動支援センター事業運営補助金に関し、施設維持費、指導員加算の項目など、算定基準の見直し及び改善をして頂くことを要望いたします。

また、昨年の要望書において算定基準の見直しを検討しているにご回答を頂きましたが、実際に検討がなされたのか、なされたのだとしたらどのような内容が検討されたのか教えて頂くよう要望いたします。

4. 居住アンケートの運用と居住支援協議会設立について

障害当事者の居住確保について西宮市すまいづくり推進課は不動産業者等への「貸しづらさ」、そして障害当事者の「借りづらさ」を抱えている人たちへのアンケートを実施されています。そのアンケートがどのように施策に反映されるのか展望をお聞かせください。

そして西宮市自立支援協議会や不動産関係団体、福祉部局、地域コミュニティ等との連携を強化しいち早く住宅確保要配慮者への具体的な支援が実施出来る様、平成 29 年度、30 年度の要望に引き続き居住支援協議会の設立を要望いたします。

5. 西宮市におけるピアサポーター(障害当事者)活動の取り組みについて

ピアサポートについては、国が「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の議論において平成 21 年 9 月に示した「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告書の中にある「地域を拠点とする共生社会の実現」のための重点施策としての「地域生活支援体制の強化」や「普及啓発の重点的实施」という改革に即したものであります。

また、地域保健法第 5 条社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項一の五の 3 には、都道府県及び市町村並びに保健所は精神障害者のニーズに対応した多様な相談体制及び支援体制を構築するとともに、当事者自身による相互支援活動を支援すること、とあります。

また、西宮市障害者相談支援事業実施要領の第 2 条(3)には相談支援事業の実施内容として「ピアカウンセリングに関する業務」が、(4)には基幹相談支援センター等機能強化事業として「障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発」が、(5)には本人活動支援事業が実施要項として掲げられています。

千葉県や福島県では精神障害者ピアサポーター支援体制として、ピアサポーター養成講座はもちろん、ピアサポーターになりたい精神障害当事者とピアサポーターを雇用したい福祉事業所等のマッチングを行う形を構築している自治体もあります。

しかし、西宮市全体で障害当事者に対する自助グループの場の担保や養成・雇用は進んでいる状態とは言えません。この現状を踏まえて、当事者活動分野を、行政と福祉事業所等で連携し、共に創ってきたいと考えています。今後、西宮市のピアサポーターを含んだ当事者活動分野に対し、どのような展望を持っているのかを説明頂きたいです。

6. 成年後見制度の市長申し立てについて

西宮市では、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うために権利擁護支援システム推進委員会が設置されています。ここでは、「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」についても審議されています。平成 30 年度に開催された委員会議事録をみると、障害・高齢と複合の虐待案件について重点的に取り上げられています。これは、高齢者・障害者虐待防止法の浸透により、表面化されやすくなったという背景があります。しかし、そういった法律が届かない場があり、声すら上げることが難し

い状況にある方への権利も同等に護られることが必要です。

地域支援に関わる中で、権利擁護支援機関と共に、本人のアセスメントをすすめ、「成年後見制度の利用が必要である」という結論のもと、西宮市の所管課担当ケースワーカーに成年後見制度の市長申し立てを依頼したことがあります。しかし、「成年後見制度の利用必要性は低い」との理由で市長申し立ての依頼取り下げという結果となったことがあります。

どのような基準でその判断に至ったかが不明瞭であり、制度として市民の利益になっているのか疑問が残ります。取り下げになった際にも、行政には最低限の責務として「やむを得ない事由による措置」を採ることによって本人に必要とされる制度利用（審判前の保全処分申し立て）を行なう必要があると考えます。

特に本人・家族が成年後見制度の申し立てが可能な場合の手続きの進み方と、本人による申し立てができない状況にある場合の市長申し立ての手続きの進み方が、利用のしやすさの観点・公平性の観点からも差があってはならないと考えます。

【以下に回答下さい】

1、要否判定について明らかにしてもらいたいこと

西宮市の取扱要綱にある、(第3条)「該当者の福祉を図るために必要と認めるとき」「該当者の健康状態及び精神状態等該当者の現状を調査」について、要否判断や調査を行なう際、担当したケースワーカーや、部署によって判断が異なることは公平とはいえない。西宮市ではどのような尺度をもって要否判定をしていて、調査内容はどのようなものがあるのか。

【参考】

他市町村では、市長申し立ての事務実務マニュアル等が整備されている。(添付 pdf 資料：新潟県版市町村長申し立てマニュアル・大分県市町村長申し立てマニュアル・福島県市町村長申し立てマニュアル)

以上